

公立大学法人横浜市立大学規則等の制定改廃に関する規程

制 定 平成 28 年 1 月 1 日 規程第 2 号
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 規程第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における規則等の制定、改正及び廃止（以下「制定改廃」という。）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における規則等とは、次の各号をいう。

- (1) 規則 法令、定款、その他の規則等に基づき、法人の運営及び横浜市立大学（以下「大学」という。）の教育研究の基本となる事項について定めるもの
- (2) 規程 法人の運営又は大学の教育研究を行う上で必要となる事務的な重要事項について定めるもの

(手続きの省略)

第 3 条 公立大学法人横浜市立大学定款第 17 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由により重要な規則等を改正しようとする場合は、経営審議会の審議を省略できる。

- (1) 法令等の改正により法令名、使用する用語等の形式的な改正が必要となる場合
- (2) 法人の組織の改編により当該組織の名称等の改正が必要となる場合
- (3) 用字、用語及び送り仮名の改正が必要となる場合
- (4) その他軽微かつ形式的な改正の場合

(名称)

第 4 条 規則等の名称には、法人名を冠すなど法人の規則等であることがわかるようにならなければならない。ただし、横浜市立大学学則第 2 章に定める、大学を構成する、学部、大学院の研究科、研究所、センター及び附属の病院に関する規則等には、大学名を冠すことができる。

2 規則等の名称の末尾には、その種類を付さなければならない。

(規則等番号)

第 5 条 規則及び規程には、その種類ごとに番号を付すものとする。

2 前項の番号は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる一連番号とし、総務部総務課において、規則等番号簿（第 1 号様式）により整理するものとする。

(公表)

第 6 条 規則等の制定改廃を行ったときは、主管課長は、総務部総務課長に対して通知する。

2 総務部総務課長は、前項の通知を受けたときは、適宜の方法により公表する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、規則等の制定改廃に関して必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則（平成 28 年規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 31 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 31 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条第2項）

規則等番号簿（ 年）

1 規則

番号	公布日	施行日	名称	備考

2 規程

番号	公布日	施行日	名称	備考

(A4)

（備考）特別の必要がある場合は、適宜必要欄を加除して記入すること。